

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会		
事務局 (担当課)		高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055 (直通)		
開催日時		令和5年7月5日(水) 午後1時30分～午後3時15分		
開催場所		相模原市立あじさい会館6階 第1展示室		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)		
	その他	6人(オブザーバー2人、市関係課職員4人)		
	事務局	9人(市: 高齢・障害者福祉課長、他6人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会: さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他1人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 座長の選出について</li> <li>2 中核機関における令和4年度 of 取組状況について</li> <li>3 中核機関における令和5年度の事業計画について</li> <li>4 市民後見人養成・支援事業について</li> <li>5 第二期相模原市成年後見制度利用促進基本計画の策定について</li> <li>6 市民後見人の活動費について</li> <li>7 その他</li> </ol>		

## 議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

### 1 座長の選出について

会長に安永委員、副会長に渋谷委員が選出された。

### 2 中核機関における令和4年度の取組状況について

事務局から資料1に基づき説明を行った。

#### (玉手委員)

障害福祉サービス事業所にもパンフレットを配布し、広く制度の周知を検討して欲しい。また、令和3年10月に中核機関を立ち上げたが、中核機関の設置前とその後では相談内容に変化があったか伺う。

#### (事務局)

パンフレットの配布については、いただいたご意見を基に改めて周知・啓発の方法を検討し、取組を進めていく。

また、中核機関の設置前後における相談内容の変化について、現状では一次機関、二次機関で区別した相談の受け方ができていない。中核機関の相談窓口としての住み分けも含めて、より多くの方々が身近な相談窓口として活用できるよう取組を進めていく。

#### (澤畔委員)

受任調整会議で受ける案件として、令和4年度は年間7件となっているが、その多寡について見解を伺う。また、取り扱った案件は緊急を要するものが多いのか伺う。

#### (事務局)

令和3年度は年度途中から中核機関を設置したこともあり、2件であった。そういった意味では徐々に増えていると捉えている。

取り扱った案件については、困難事例が多く、緊急性を伴うものが主である。

#### (安永会長)

市長申立においては、市の所管課が後見人等を推薦する中で、どの士業が本人の後見人等に相応しいか判断が難しい場合に受任調整会議で諮っている。そのため、主に困難事例が取り扱われている。

#### (渋谷副会長)

市民公開講座について、緑区の参加者が18人と少ない事が懸念される。南区の

参加者は年齢層が比較的 low、今後の自身のために参加される方が多かったが、緑区については 80 代等の高齢の方が多く、エリアによっては会場まで来られない方もいると思われる。緑区にて開催する際には、会場に来られない方に対する配慮を行うとともに、ご子息に対して制度を周知していく方法を検討していく必要がある。

**(事務局)**

いただいたご意見を基に、出前講座の中で取り組んでいく。また、専門相談については、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、今年度から中央区のみならず、南区、緑区、津久井地区で開催するなど、事業を拡大している。

**3 中核機関における令和 5 年度の事業計画について**

事務局から資料 2 に基づき説明を行った。

**(志方委員)**

藤野地区、相模湖地区等の地域で受け止めきれず、本庁等が対応したケースはあったか。

**(事務局)**

具体的な事例はない。もし、そのようなケースがあれば、所管課と検討した上で受任調整会議にあげるなど支援していく。また、各地区に社会福祉協議会の事務所があり、そこに CSW もいるため、そのような困難事例があれば、連携して支援していく。

**(安永会長)**

今まで周知・啓発を図ってきた機関に加え、医療機関等の様々な機関へのアプローチが重要と考える。

**4 市民後見人養成・支援事業について**

事務局から資料 3 に基づき説明を行った。

**5 第二期相模原市成年後見制度利用促進基本計画の策定について**

事務局から資料 4 - 1 ~ 5 に基づき説明を行った。

**(志方委員)**

任意後見制度の利用促進を行うに当たって、自治体としてどこまで関わっていくのか伺う。

**(安永会長)**

任意後見制度の利用については、金銭面からみてもハードルが高いものと理解している。相模原市として制度の利用促進がどこまで有効なのかを検討した上で取組を進めて欲しい。

**(事務局)**

計画における取組としては、まず、任意後見制度の周知・啓発を進め、その上で相談があった場合にしっかりとサポートできるような仕組み作り等の体制整備を行っていく。具体的な内容については今後、検討を進めていく。

**(渋谷副会長)**

先日、「後見人等が不動産を勝手に売却している」、「報酬をもらうためにやっている」等の偏った内容がテレビで報道され、その件について市民から問い合わせがあった。制度の周知が進むにつれ、今後このような偏った理解をされることも想定される。制度が正しく理解されるように関係者を含め、改めて制度の理解促進を図っていく必要がある。

**(安永会長)**

制度を利用するメリットを市民の方々に分かりやすく伝えられるような取組を進めて欲しい。

## 6 市民後見人の活動費について

事務局から資料5に基づき説明を行った。

**(志方委員)**

県内で報酬付与申立てを認めている又は妨げないとしている自治体は相模原市、川崎市以外とあるが、藤沢市や茅ヶ崎市は認めているのか。また、川崎市の活動費はいくらか伺う。

**(事務局)**

どこの自治体がどのような体制で運用しているかは把握できていないが、調査時点では、報酬付与申立に関する取り決めはなく、市民後見人によっては報酬付与申立てを行うケースもある。

また、川崎市の活動費については、一月当たり 5,000 円と承知している。

**(渋谷副会長)**

死後事務については、案件を引き取る等の何らかのフォローが必要と考える。なお、横須賀市については市民後見人に対して報酬が出ている。

**(安永会長)**

市民後見人への支援については、特に死後事務と後見活動の初動に対しての支援

を手厚く行わないと市民後見人に負担が掛かり過ぎてしまうと考える。初動に対する支援では、複数受任やリレー受任といった方法が有効と思われる。市民後見人の受任案件としては、引き続き負担が少ない案件を担当していただき、複数受任、リレー受任については家庭裁判所と連携をしながら取組を進めていく必要がある。

**(志方委員)**

社会福祉士会では、初めて受任する後見人等に対してサポート役を付け、その方に対して報酬を支払っている。このように手厚くサポートをすることで、少し難しい案件でも市民後見人が受任できるような仕組み作りを検討していく必要がある。

**(事務局)**

いただいた意見を基に、市民後見人への支援体制を検討していく。市民後見人の活動費について、増額の方角で進めてよろしいか。

**(安永会長)**

増額方角で差し支えない。

**7 その他**

次回協議会は、令和5年10月4日（水）午後1時30分に開催します。

以 上

第1回相模原市権利擁護支援のための地域連携  
ネットワーク協議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	安永 佳代	神奈川県弁護士会	会 長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	副会長	出席
3	池田 健博	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部		欠席
4	岡野 由美子	東京地方税理士会 相模原支部		出席
5	志方 洋一	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
6	玉手 邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター		出席
7	澤畔 正裕	医療法人社団徳寿会 中央地域包括支援センター		出席